

答 申

1 審査会の結論

豊橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が「不適正経理H18、H20年の預け金660,377円に至る各部署からの発注が分る一切の資料とその発注資料を書いた担当職員とその部署の責任者の氏名」を非公開としたことは、妥当である。

2 実施機関の説明の要旨

教育委員会の公文書公開請求に係る文書（以下「本件文書」という。）についての説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

不適正経理H18、H20年の預け金660,377円に至る各部署からの発注が分る一切の資料とその発注資料を書いた担当職員とその部署の責任者の氏名に関する文書である。

(2) 非公開とした理由

過去に在課した職員を含めて聞き取り調査を行った結果、発生時期や手法は分からず、該当文書を作成した事実及び時期を確認することができなかったことから、預け金に関する文書を特定できないため、文書不存在の決定をした。

また、異議申立書に記載されている裏帳簿に該当する文書は保有していない。

3 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成21年12月17日付けで行った公開請求に対して教育委員会が同年12月28日付けで非公開とした処分の取り消しを求めるもの

である。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由についてはおおむね次のとおりである。

ア 豊橋市は平成21年11月11日「不適正経理調査結果について」を発表し、そのなかで平成18年度に9部局15課において280,451円の「預け金」の残金が、また平成20年度には1課378,926円の「預け金」の残金があったことを明らかにしている。

イ 豊橋市は前記「預け金」の残金を「消耗品の納入により速やかに解消した」と述べており、少なくとも当該納品書は存在するはずであるにもかかわらず、豊橋市は一切の文書を「不存在」とした。

ウ 「存在する」公文書を「不存在」と偽り、非公開とした行為は「市民の知る権利」を侵害し、「実施機関は、非公開情報に該当しない限り公開しなければならない」とする条例の運用に著しく逸脱しており、条例第1条に明らかに違反している。

エ 豊橋市は物品の架空発注で支出した公金を業者に管理させる「預け金」と呼ばれる裏金の存在を正式に認めていることから、「預け金」行為をする場合の、いわゆる「裏帳簿」があるはずである。もし「裏帳簿」無しに金を預けていたとするならばさらに問題で、あまりにずさんな公金管理であり、「消耗品の納品により速やかに解消した」とする豊橋市の説明も信じがたくなる。

オ 豊橋市は「預け金」犯罪行為をしたのであるから徹底してその経緯を調査して、その原因を明らかにした上で対策を講じる責務がある。また、その経緯を豊橋市民に説明する責務を併せ持っていることから、「不存在」では済まず、できうる限りの文書を公開して市民に理解を求めるべきであり、その努力を行なうべきである。

カ 名古屋市長は前名古屋市長時に発覚した「不適正な会計処理」による現金等の調査に係る帳簿、通帳を公開しており、徹底した情報公開を公約された豊橋市長には該当公文書の公開を願う。

キ 「預け金」については、各課の担当職員は人事の変更があるたびに受け継がれてきたと考えるのが当然であり、組織的に情報は共有されていたはずである。

ク 「全く文書はありません」と応える豊橋市の姿勢は、組織防衛の意識のもとに証拠隠しをしているとしか思えない。

ケ 以上のとおり、本件非公開決定は条例の解釈適用を誤っており、違法であるから、取り消されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこととする公文書の範囲及び実施機関が公文書の公開をしないこととする権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件文書について

実施機関については、文書不存在を主張するため、当審査会において事情を聴取したところ、過去に在課した職員を含めて聞き取り調査を行ったが、本件文書を作成した事実及び時期を確認することができず、文書の特定には至らなかったとのことである。

これら主張に対し、当審査会においても再三実施機関に確認をしたが、そ

の説明に何ら不自然、不合理な点はない。また、当該文書の存在を窺わせる他の事実も見出せないため、実施機関が当該文書を保有しているとはいえない。

なお、異議申立書に記載されている裏帳簿に該当する文書についても、同様に確認したが、異議申立人が主張する文書の存在を推測するには至らなかったものである。

(3) まとめ

以上により、本件文書は存在せず、条例第10条第2項の規定に基づき非公開としたことは妥当と判断する。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
22. 1. 15	○諮問（第64号・第65号） （第64号に併合）
22. 1. 29	○実施機関から非公開理由説明書を受理
22. 2. 10	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
22. 2. 26 (第23回第1部会)	○異議申立人から意見書を受理 ○実施機関職員から非公開理由等を聴取 ○異議申立人の意見陳述 ○審査
22. 4. 26	○答申内容の決定

氏 名	所 属 团 体 等
三 好 哲 也	豊橋創造大学
寺 部 光 敏	弁護士
庄 村 勇 人	愛知学泉大学